

## 社会福祉法人ユタカ福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 1月 1日～令和 5年 3月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など  
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 2年 1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 2年 1月～ 制度に関する書類を作成し職員が閲覧できるようにする
- 令和 2年 1月～ 相談窓口を設置し、管理職が制度の説明を行う

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 2年 1月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和 2年 1月～ 相談員（管理職）の研修
- 令和 2年 1月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和 2年 1月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和 2年 1月～ 研修内容の検討
- 令和 2年度～ 研修の実施